

2013年5月24日

UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社

弊社ファンドの基準価額下落について

2013年5月23日付の基準価額が、前営業日の基準価額に対して**10%**を超えて下落したものがございましたので、次の通りご報告いたします。

ファンド名	5月23日 基準価額	前日比	騰落率
UBS 地方銀行株ファンド	13,080 円	▲1,781 円	▲12.0%

＜基準価額変動要因となった市況動向＞

5月23日の日本株式市場は、日経平均株価で▲1,143円と▲7.3%の下落となりました。

前場については堅調に推移していましたが、HSBC発表の中国5月製造業購買担当者景気指数(PMI)速報値の悪化などを背景に、利益確定とみられる動きが拡大し、大幅に下落する結果となりました。長期金利の上昇や株式の下落に伴い為替が円高へ動いたことも、日本株の値動きを不安定にした要因と見られています。

このような環境の中、上記ファンドの投資対象である地方銀行株式も大きく下落したことから、基準価額は**10%**を越える下落となりました。

以上

※上記の市場概況は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来の動向や結果を示唆、保証するものではありません。また、将来予告なしに変更する場合があります。

ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

1. 株式の価格変動リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

・信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなることがあり、その場合には基準価額に影響を与える要因となります。

2. 流動性リスク

市場を取り巻く環境の急激な変化により市場の混乱が生じた場合等には、保有有価証券を市場実勢から期待される価格での売買ができず、損失を被るあるいは値上がり益を逸失する可能性があります。

3. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

4. 特定業種への集中投資に関するリスク

ファンドは、特定の業種(地方銀行セクター)に絞って投資を行うため、株式市場全体と基準価額の値動きが異なる場合があります。また、幅広い業種や銘柄に分散投資した場合と比較して基準価額が大きく変動する場合があります。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 購入申込受付日の基準価額に、**3.15%(税抜3.00%)**以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。

信託財産留保額 換金申込受付日の基準価額に対して**0.1%**の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬) 日々の純資産総額に**年率1.323%(税抜年率1.260%)**を乗じて得た額とします。
※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

その他の費用・手数料 監査費用および法定手続き(書類の作成、印刷、交付等)に関する費用等(日々の純資産総額に対して上限年率0.10%)を間接的にご負担いただく場合があります。
※原則として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
組入有価証券の売買委託手数料等が、原則として費用発生の都度、ファンドから支払われます。
※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込メモ

設定日	2011年6月30日
信託期間	約10年(2021年6月21日まで)
決算日	原則として毎年6月20日および12月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
申込締切時間	原則として販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付 の中止および取消	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。)があるときは購入・換金申込の受け付けを中止すること、およびすでに受付けた購入・換金申込を取消することがあります。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 益金不算入制度および配当控除の適用があります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。



ファンドの関係法人

委託会社 UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号
 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

受託会社 三井住友信託銀行株式会社

販売会社

商号等		加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号	○		○	
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号	○		○	
スルガ銀行株式会社	登録金融機関 東海財務局長(登金)第8号	○			
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○			

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

© UBS 2013. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。